

区役所各課所管事務のヒアリング結果について

平成 28 年 5 月 26 日

泉区地域協議会

1 区役所各課所管事務のヒアリング結果について

(1) 対象事業

戸籍課	○戸籍及び戸籍証明、住民基本台帳に関する事務 ○マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)に係る通知カード及びマイナンバーカード(個人番号カード)に関する事務
こども家庭支援課 学校連携・こども担当	○地域と学校との連携、放課後児童健全育成事業等、学校連携・子ども担当事務
生活支援課	○生活保護に関する事務 ○生活困窮者に対する自立支援に関する事務

(2) グループ編成

グループ	地 区	氏 名
A	中川	小泉 正彦
	緑園	横川 満
	新橋	藤野 美知子
	下和泉	小森谷 克己
	富士見が丘	小林 俊彦
	いちょう団地	八木 幸雄
	中田	佐々木 弘美
	しらゆり	衛藤 隆知
B	中川	北原 勉
	和泉北部	成澤 誠
	和泉中央	村山 節子
	下和泉	谷村 勝彦
	上飯田	馬場 勝己
	上飯田団地	佐野 瞳
	中田	飯島 猛旦
	しらゆり	馬場 知和
C	緑園	長谷川 幹夫
	新橋	立平 チエ子
	和泉北部	稗田 茂麿
	和泉中央	松浦 紀明
	富士見が丘	八木 勇喜
	上飯田	本間 賢二
	上飯田団地	鈴木 なをみ
	いちょう団地	簗島 康明

(3) 評価方法

(ア) 聴き取り（ヒアリング）による調査

(イ) 資料による調査

(4) スケジュール

作業は次の日程で実施した。

今回の事務事業評価は泉区地域協議会としても初の試みだった。当初 27 年度 2 月定例会で報告を予定していたが、個々の事業の理解をより深める目的から、期間を延長し、28 年度 5 月まで継続して検討、意見交換を行った。

自主企画事業の事業評価とは異なり、区の事務事業の内容や手続きを知ることを主たる目的としていたことから、意見は「区役所各課の所管事務のヒアリング結果」としてまとめた。

日程	会議種別	内容
12 月 3 日（木） 18:30～	定例会	事業評価（区役所各課の所管事務）の依頼
1 月 21 日（木） 18:00～	部会	事務事業ヒアリング【こども家庭支援課、生活支援課】（全体）
2 月 4 日（木） 18:00～	部会	事務事業ヒアリング【戸籍課】（全体）
2 月 25 日（木） 18:00～	定例会	事業評価の進め方について（日程の延長）
2 月 25 日（木） 18:30～	部会	追加ヒアリング【3 課】（グループ討論） 委員意見交換
4 月 28 日（木） 18:00～	部会	意見整理（グループ・全体討論）
5 月 26 日（木） 18:00～	部会	事務事業に関する意見とりまとめ
5 月 26 日（木） 18:30～	定例会	事業評価に関する報告

2 意見まとめ

(1) 全体を通じて

- ・今回、平成 28 年 1 月からマイナンバーカード交付事務を開始した戸籍課、また、平成 27 年度から、それまで地域振興課内にあった学校支援・連携担当を加える形で機構の再編を行ったこども家庭支援課と、第 2 のセーフティネットとして新たに「生活困窮者自立支援制度」に関する事務を開始した生活支援課、これら 3 課の事務について聞いた。
- ・ヒアリングを通じて、国の法律に基づく事務であることや、目的など、普段はあまり触れる機会のない区が担う事務について新たに知った。
- ・3 課とも、国の政策的な要素も多い中で「国の施策だから」との回答ではなく、区民目線からの説明がなされ、自治体としての説明責任を果たしてもらったように感じた。
- ・事務執行を円滑・迅速に進めるための工夫や、より良い行政サービスのための努力がなされていることが分った。
- ・総じて事務事業に対する評価は、自主企画事業に対する評価と違い、評価の仕方や委員がどのような視点を持って評価するのか難しいものだったが、各課事務は区民生活とその向上にとって重要であり、概ね良好に執行されていると考える。
- ・今後の区の事務事業執行にあたり、各事務の向上に資するものになることを期待して意見を述べたい。
- ・今回の委員意見について、職員で共有し、各課の事務執行の上で参考としながら、区民生活の向上に一層努めてほしい。

(住居番号表示板の活用について)

- ・住居表示は住所が分かりやすく住みやすい街づくりをすること、訪問者や郵便配達、また救急車や消防車などの緊急車両が目的の住所に行きやすくするために実施されている。住所を示す方法の一つとして住居番号表示板があり、戸籍課の事務の一つとして、住居表示実施地区に住居を新築・建替えた際に住民に渡されている。この住居番号表示板は、私たちが地域活動を進めるにあたって、住所の確認がスムーズにできるなど利便性が高いと感じている。地区内の方々にきちんと表示してもらえるよう、住居表示の目的や必要性を周知するほか、新築や建替えの時だけでなく、住所異動の手続きの際にも、住居番号表示板の有無について確認するなど、さらに積極的に対応してほしい。
- ・ヒアリングによって、普段知ることができない戸籍課事務の内容や窓口での工夫などを知ることができた。今後も区民の立場に立つことはもとより、高齢化社会が進む中、窓口に来る高齢者への配慮を図りながら、円滑で的確な事務執行をお願いしたい。

(イ) こども家庭支援課

(機構改革の実施について)

- ・27年度の機構改革で、学校・家庭・地域連携事業、放課後児童育成事業が地域振興課からこども家庭支援課に移ったが、その理由としては、乳幼児健診や養育支援、保育所入所などを担当しているこども家庭支援課に、学校・家庭・地域の連携事業や放課後児童の預かり事業などを加え、乳幼児から学齢期のこどもの対応窓口を一元化することで「切れ目のない子育て支援」を推進するためであることがわかった。
- ・今回の機構改革の成果については、対応窓口の一元化によって、個々のこどもの置かれている状況をより全体的に把握できるようになり、きめ細かな支援につながっていることがわかった。
- ・機構改革については、今回の事務事業の分け方が良かったのかどうか、子ども会や青少年指導員の支援業務などについては移らなくても良かったのかなどについて今後検証し、変えるべきところがあれば変えていくことが重要と考える。
- ・また、「青少年の居場所づくり事業」など、地域振興課で所管して各地区で実施されている青少年育成事業については、地域振興課、こども家庭支援課の両課で連携を取りながら支援してもらいたい。

(放課後児童の預かり制度について)

- ・通いながっている小学校施設での異年齢児間の交流を目的として地域の運営委員会が運営する「はまっこふれあいスクール」、法人が運営し、異年齢児間の交流に加えて19時まで留守家庭の児童を預かる「放課後キッズクラブ」、預かり時間も長く、クラブごとの特色がある「放課後児童クラブ」(学童保育)という、放課後に児童を預かる制度の違いがよく理解できた。
- ・また、「はまっこふれあいスクール」については、就労等により放課後に保護者がいない児童にも対応できる「放課後キッズクラブ」に順次転換しており、28年4月までに区内9校、31年度末までに残る7校でも転換されることがわかった。
- ・放課後に児童を預かる制度の種類や違いについては、現に子育てに携わっている方達を除いては、これらが地域に十分に伝わっていない面もあるので、子育てに関する地域の理解と支援を得るためにも、折に触れて情報提供に努めてもらいたい。

(ウ) 生活支援課

(生活困窮者自立支援制度について)

- ・生活保護制度全般に関することに加え、平成 27 年度から開始された取組として、生活保護に至る前の段階から早期に自立に向けた支援を行う、「生活困窮者自立支援制度」について説明を受けた。
- ・「生活困窮者自立支援制度」については、生活保護費支給額が年々膨らむ状況のなか、また貧困の連鎖も問題視される状況において、居住確保や就労、家計再建、子ども支援など、生活保護に至る前の支援は今後ますます重要な取組になると考えられる。
- ・非正規雇用の増加や世帯構成の変化、稼働年齢層を含む生活保護世帯の急増など、社会経済環境の変化に伴い、これまでの生活支援に加え、第 2 のセーフティネットと言われる「生活困窮者自立支援制度」が始められた経緯を知ることができた。また、支援の内容として居住確保や就労支援、子どもの学習支援などを行っていることを知り、今後地域の中で相談を受けたとき等に活用することができると思う。
- ・生活困窮者の自立支援には、関係機関との連携が不可欠であるため、組織的な取組ができるように、十分な協力体制を構築する必要がある。
- ・生活困窮家庭の子どもに対する、貧困の連鎖を防ぐための支援を、関係機関が連携して今後ますます強化していくことが求められる。

(生活保護制度・支援全般について)

- ・生活保護制度について、条件や支給金額、相談から保護開始までの流れ、職員の業務などを知り、申請主義であることや、保有が認められない資産、就労支援、扶養の考え方など、今後地域活動を進めるうえで必要な知識を得ることができた。
- ・生活保護に関する泉区の状況について、世帯の類型や相談・申請件数、生活保護費支給額などを知るとともに、外国籍被保護者や公営住宅・グループホームへの区外からの転入者が多いことなど、泉区の特徴が分かった。
- ・非正規雇用が増加するなか、今後国民年金のみで生活する人が増え、その人たちが生活保護の受給者になり、ますます受給者が増加する懸念がある。
- ・生活保護制度は申請主義であり、また制度が複雑であるため、住民に正しく理解してもらうことが必要である。必要な人が相談・申請できるよう、十分な周知が求められる。
- ・生活保護・生活困窮者自立支援制度に関わる職員は、専門知識の習得が必須となる。このため、日頃からのしっかりしたマニュアルと研修制度の充実が求められる。
- ・生活保護制度では、15 歳から 64 歳を稼働年齢として就労を促し支援しているが、65 歳以上の高齢者でも就労を希望する人には支援をする必要がある。
- ・地域の理解と協力を得るためにも、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度に関する情報について、折に触れて地域への提供に努めてほしい。